

U・Iターン創業応援事業 Web プロモーション業務委託仕様書

1 事業の目的及び概要

本事業は、新潟県外から本県へのU・Iターンによる起業を促進することで、人口増加や雇用環境の改善、地域経済の活性化につなげるため、起業予定者を発掘し、県外から呼び込む取組みや、支援情報の提供、起業に係る経費の助成など、起業前から起業後までの一貫した支援を行うものである。

NICOでは、以下の応募対象者を募集し、起業に係る経費の一部を助成する事業「U・Iターン創業補助金」を実施する。なお、NICOが起業予定者からの申請を受理後、随時審査し採否を決定する（募集期間は4月頃から11月末までを予定）。

2 応募対象者

下記の一般枠又は地域課題解決枠のいずれかに該当し、事業計画に基づき、交付決定日（申請日の約1か月後を予定）以降、令和2年2月末日までに県内に事業所を設置して起業する者

(1) 一般枠

・U・Iターン起業

U・Iターンにより県内に移住し起業する者。U・Iターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいう。また、起業準備のために既に新潟県内に転居している者（申請日時点で転居後1年以内に限る）も対象とする。

・にいがた定着起業

ア 進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、県内で起業する者。また、大学等を卒業後、1年以内の者も対象とする。

イ 有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する者（例：地域おこし協力隊の隊員）。また、有期雇用契約終了後、1年以内の者も対象とする。

(2) 地域課題解決枠：上記一般枠の申請要件を満たし、かつ次のいずれかの事業による起業予定者を対象とする。

・「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき県が指定した地域資源を活用する事業

・起業者を支援する事業（起業者の交流の場の運営など）

3 委託業務の内容

○首都圏等における起業予定者の掘り起こしと当事業の周知

・「U・Iターン創業補助金」等のNICO創業支援メニューや起業事例等の起業関連コンテンツを、twitter、Facebook、Instagram等のSNS広告、動画広告をはじめとしたインターネット広告を最大限に活用することで潜在的な起業予定者に発信し、当事業への申請者を確保すること。

参考：U・Iターン創業補助金 Web ページ <https://www.nico.or.jp/sien/hojokin/31660/>

NICO創業支援メニューWeb ページ <https://www.nico.or.jp/sogyo/>

・潜在的な起業予定者に対して、プル型及びプッシュ型のWeb広告を駆使すること。

・起業予定者の発掘に当たっては、県が実施する移住支援施策との連携を図り、相乗効果が見込まれるようなPR策を実施すること。

- 参考:にいがたU・Iターン総合サイト「にいがた暮らし」 <https://niigatakurashi.com/>
- ・当事業への申請者数の数値目標（最低 30 名以上）を掲げ、目標の達成に努めること。

《留意事項》

- 上記内容を基に、効果及び効率の両面において最適だと思われる業務内容を様式 4 号「企画提案書」により提案すること。
- 応募要件を満たす起業予定者を発掘し、起業予定者を惹きつける魅力的でインパクトのある事業内容とすること。
- 上記に記載の無い内容でも、本事業の目的を達成し得る効果が見込めると判断される場合は、企画提案書に自由に盛り込むこと。
- 助成金交付に係る業務は NICO で行うため、委託業務から除外する。

4 実績報告書の提出

- ・受託者は、実施内容、収集データ、分析レポート等について実績報告書としてまとめ、印刷物及び電子データを提出すること。
- ・なお、受託者は実績報告書の作成について、NICO と十分に事前協議すること。

5 その他

- ・受託者は、事業の進捗状況を随時 NICO に報告し、事業実施方法等について十分協議を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業の内容、方法等に疑義が生じた場合は、NICO と十分協議の上、事業を実施すること。
- ・業務の遂行に際して、知り得た情報等については、いかなる理由をもって受託業務期間中及び受託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- ・本事業の実施で作成した著作物の著作権、得られた成果、情報等は NICO に帰属する。
- ・事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は NICO と協議し、承認を受けること。